

大洲市立中学校に係る部活動の方針

平成 30 年 8 月 27 日

平成 31 年 4 月 22 日改訂

大洲市教育委員会

1 はじめに

平成 30 年 3 月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、同年 6 月 27 日に「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」が愛媛県及び愛媛県教育委員会から発出された。それを受け、大洲市教育委員会では「大洲市立中学校に係る運動部活動方針」を策定し、文化部についても学校の状況を勘案しつつ準用することとしてきた。

平成 30 年 12 月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、平成 31 年 3 月 28 日に、愛媛県及び愛媛県教育委員会が「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」を発出した。そこで、大洲市教育委員会では「大洲市立中学校に係る運動部活動の方針」を改訂し、文化部も含めた「大洲市立中学校に係る部活動の方針」（以下「市の方針」という。）を策定するものとする。

2 趣 旨

市の方針は、市内中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツや芸術文化等に親しむ環境を構築するという観点で、各部活動が、次の点を重視して各地域や学校、活動内容等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- ◎ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたっての心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること
- ◎ 生徒が芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動をすることで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな心や創造性の涵養を図ること
- ◎ バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ること
- ◎ 部活動が生徒の自発的、自主的な参加により行われ、学校教育の一環として合理的かつ効率的、効果的に取り組まれること
- ◎ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、別に示す様式等により、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会やコンクール、地域行事等（以下大会等という。）の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及びイの活動計画等を保護者や教職員に周知するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 大洲市教育委員会は、学校の要望のもと、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員の任用について検討する。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たり、校務全体の効率的、効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正する。
- オ 大洲市教育委員会は、愛媛県教育委員会と連携して、部活動顧問を対象とするスポーツ及び芸術文化等の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。
- カ 大洲市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動を実施するに当たり、学校保健安全法等も踏まえ、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 27 年 3 月に作成した「運動部活動運営ガイド一改訂版一」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）について徹底する。
- イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学及び生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、次の点に留意しつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこととする。
- ① トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること
 - ② 過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力や

芸術文化等の能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること

- ③ 生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うこと
- ④ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、活動分野や競技種目の特性等を踏まえた科学的、合理的でかつ効率的、効果的なトレーニングや活動を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと
- ⑤ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと

ウ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。大洲市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、中央競技団体や文化芸術関係団体が作成・公開する運動部や文化部における合理的でかつ効率的、効果的な活動のための指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間でのスケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、熱中症事故の防止、安全面の注意事項等から構成、部活動顧問や指導者及び生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）及び、愛媛県教育委員会が刊行している「運動部活動運営ガイド一改訂版一」を活用して、3(1)に基づいて指導する。

(3) 緊急時対応の整備

ア 緊急時（熱中症、けが人、不審者、地震、雷等）における対応の整備と周知

各校で作成している危機管理マニュアルに基づき、各部活動の特性や活動場所に応じた緊急時の対応の具体策を設定し、関係者及び部員等に周知する。

イ 熱中症対応フローの作成

大洲市養護主任会中学校部会が作成した別添資料「市の熱中症対応フロー」（平成30年12月13日作成）を基に、各中学校の状況や部活動の活動場所や活動状況に応じた熱中症対応フローを工夫し、教職員や部員及び関係者に周知し共有を図る。

5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日と活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中の休養日

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

- ① 原則として、平日は、水曜日を休養日とする。
- ② 原則として、土曜日、日曜日は、1日以上を休養日とする。
- ③ やむを得ず上記2項目の休養日がとれない場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日

長期休業時は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ① 原則として、土曜日、日曜日は、休養日とする。
- ② 生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会を作る。

ウ 1日の活動時間等

1日の活動時間は、授業日では長くとも2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。

ただし、休養日に当たる日に、大会等がある場合は、校長の責任において別途休養日を確保し、怪我につながるオーバーワークや心身の疲労の蓄積などにつながらないように、生徒の体調及び心理面等に十分配慮すること。

(2) 活動時間や休養日等の公表と運用

校長は、3(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市の方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間等の設定に際しての工夫

定期試験前後の一定期間、部活動一斉、学校全体、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等、各中学校の状況に応じた工夫をする。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、様々な状況にある生徒のスポーツニーズに応えられるよう運動部を設置するよう努める。

- イ 校長は、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等の好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加し易いような多様なレベルやニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。
- ウ 校長は、少子化に伴い、現在中学校に設置されている部活動が生徒の人数不足や教職員の配置状況等のために、活動が困難になる状況が常態化した場合は、各中学校の状況をもとに部活動の精選について検討を進める。
- エ 大洲市教育委員会及び校長は、現在所属している運動部活動の継続を希望する生徒がいる場合は、当該生徒のスポーツ活動機会が損なわれることがないように、可能な範囲で他校との合同での活動ができるよう配慮する。

(2) 地域との連携

- ア 大洲市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 大洲市教育委員会及び校長は、家庭の経済状態にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ウ 大洲市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等や地域行事に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査するとともに、参加する大会等の数の上限の目安等を定める。